

別記様式(第5条関係)

会 議 録 概 要

会 議 名	第3回 子どもの権利条例等検討委員会
開 催 日 時	令和6年7月25日（木） 10時00分開会 12時10分閉会
開 催 場 所	庁舎3階 303会議室
主 宰 者 氏 名	子どもの権利条例等検討委員会
出 席 者 氏 名	仲野委員長・飯塚副委員長・渡辺委員・八木澤委員・鴛渕委員野村委員(学識経験者)・矢尾板委員(学識経験者)
欠 席 者 氏 名	加藤委員
事 務 局 職 員	こども支援課 三室課長・中村副課長・三井主幹
議 題	・(報告事項)子どもの意見聴取(反映)結果について ・「(仮称)子どもの権利に関する条例」素案について
会議結果	・解説などで、子どもにもわかりやすい表現にすること。
会議経過	別添のとおり
会議資料	別紙のとおり
傍聴者 名	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果

委員 (事務局)	1 開会 委員長挨拶 2 議題 ①(報告事項)子どもの意見聴取(反映)結果報告 事務局より、7月 20 日(土)実施した「子どもまちづくり会議」の報告を行った。 引き続き「子どもまちづくり会議」を実施されるようだが、その場に居て話を聞くことはできないのか。教育者でもないし、地域住民として子どもがどれだけ意見交換しているのかということを生で見てみたい。 また、「こんなふうに意見が言えたんだよ」「こんな声が上がったよ」というような子どもまちづくり会議の動画みたいなものを作って、町に対して意見を言う場に踏み出せるようになったらいいと思う。 →子どもの自由な意見を保障するため、基本的には関係する人以外の大人の参観は不可とした。
委員	ゆくゆくは誰が見てもいいようにしてもいいと思うが、大人が入ってくるということは、やっぱり子どもたちも自由に喋っているという雰囲気がない。言えなくなるというよりも、むしろ子どもたちは、「それいい意見だね」と言われる意見を言うようになる。 つまり、それが親であったり先生であったりしなくても、地域の大人が見ていると、子どもは多分どんどん手を挙げて意見を言うことはするが、そのときに「それいい意見だね」と言われる内容を考えて意見をしてしまう。もちろん良い意見はいいが、思っていることを「何言ってもいいんだ」「自由に言えるんだ」という雰囲気を作っていくということが大事なので、初期の段階ではなるべく大人はいない方がいいかなと思う。
委員 (事務局)	班に入ったファシリテーターのノリが良かったようで、友達感覚で話せたようだ。今野村委員がおっしゃったように、「いい意見だね」と言われる意見だけには多分なっていない。壁に貼りだした意見を見てみると、「推しのことを考えてるときが楽しい・幸せ」と書いてある。大人にいい意見と思われるようなことだけでなく、意見として受け止めてもらった。 今回の意見聴取は条例を作るためのものであったが、子どもの意見を見ると結構細かいことが書いてある。条例ができた後に、この意見をどう活用する予定があるのか。 →今後、自治体こども計画策定などにも意見として受け止めていきたい。
委員	これだけ人数が集まったのは良かったんじゃないか。学校を通じて募集したようだが、優秀な子が集まったようだ。
委員	最初これだけの人数を集めて実施できたことは良かったんじゃないかなと思う。
委員	こうしたお話は、フィードバックを丁寧にしてあげることがすごく大切だと思う。意見を言ってもらってそれを受け止めて、もちろん反映できると反映できないことというのはもちろんあると思うが、なんで反映でき

	ないのかという事もフィードバックしてあげる丁寧さをちゃんと積み重ねていくことで、安心して子どもが発言する環境になる。安心感がないと、なかなか発言できないと思う。安心の環境を作り、こういったことを言ったら必ず大人は反応してくれるんだという積み重ねで、小さな成功体験を積み重ねていくと、どんどん難しい問題になったときもチャレンジしてみようという気持ちになってくると思うので、ぜひ今回のことを次何らかの形で参加者の方に丁寧なフィードバックをしていただけるといいかなと思う。
委員 (事務局)	A3の資料がフィードバックにあたるのか。 →子どもからの意見について、現状の素案に対応できそうなところと、追加したほうがいいものを提示している。色のないところが素案で対応できそうなところ、青色がかかったところが項等の追加や文言の追加、オレンジ色の部分が新規となっている。フィードバックについては、8月31日に実施予定の意見聴取において、伝えていく機会にしたい。
委員 (事務局)	実施アンケートで、『オンラインでまち作りに自分の意見を言う場があったら参加してみたいですか』ということだが、このアンケート結果を受けて、オンラインでの意見聴取を8月31日に取り入れる予定があるのか。 →今後、デジタルを活用した意見聴取を検討したいとは思いますが、すぐには対応が難しいので、8月31日に実施するものではない。
委員	②「(仮称)子どもの権利に関する条例」素案について 一章ずつ事務局より説明の上で、意見を受けることとする。
委員 (事務局)	実際に条例として出すときに、解説は出せるのか。 →(今回の資料は)逐条解説として出しているが、パブリック・コメントを出すときには、こうした方式をとることが一般的ではある。条例となるときは、解説はつかない。
委員	○前文について 「地球市民とし未来の扉をひらく」という部分と、「子どもが権利の主体として自分の権利を理解する」のつながりがしっくりこない。1段落目の下につけた方が、条例の趣旨がわかりやすい。2段目に歴史や文化、将来の夢や希望などがあるので、その前に自分たちの権利を理解する必要があると思う。
委員	目の前のことしか本当に考えられない子どもが、この3段落目を見たときに、どう思うのかということは気になる。要するに、今自分がそういう場から何か救われるというようなことをイメージできるかどうか。 全体的に漢字が多い。もう少し平易にしてはどうか。子どもに見せて、「ここ難しくてわからない」というところを出してもらった方がいいんじゃないかなと思った。例えば、『子どもを取り巻く環境は刻々と変化し続けてます』は、『日々、世の中はどんどん変わってます』という表現に変えてみたときに、わかりやすさはずいぶん違うだろうと思う。そういう一つ一つ

		のことが、自分たちの条例なんだという事として常に関わってくる問題ではあるので、むしろ 31 日に何かワークショップをやるんだったら、これを書き換えてみるとどうなるか、というのは課題としても面白いと思う。
委 員		他の条文についても同じことが言えると思うが、高学年あたりから理解できる文言になればと思う。平易であっても、中身があるような文言に変えてみたらという事を考えてほしい。
委 員		子どもがわからないと意味がないと思う。もう少しわかりやすく作り変えて、さらに子ども自身が作ったとしたら、いい条例になるのかなと思った。
委 員		○第1条について 子どもの意見聴取の話が出てこない、子どもの最善の利益だけだと大人の良かれが優先する条例に読めてしまうので、子どもの思い、考え、意見を大切にすることがあって初めて最善の利益が生きてくる。そこは抜けないという気がする。保護の対象になりかねない。
委 員		条文に「子どもの意見というのを大切にする」という文言や表現が欲しいということか。大人の感覚で物を言っているという感じがする。
委 員		子どものためにというのは、大人が 100 人いればみんなそれを語ることが、ちょっと微妙に食い違ってたときに何を大切にするかということ、やはり子どもの意見、子どもがどう考えているのかということが大事。その構造が見えた方がいい。
委 員		子どもの意見表明があって、子どもたちの利益が優先されるということになる、ということか。
委 員		その点はあまり長くなると文章的にわからなくなってしまう。第1条の子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより……というようには書いてあり、大切な権利というのは第3条で定められていると思う。第1条は、あえて意見を聞くことを書くことがわかりやすくなるが、意見を聞くことの大切な権利というのは、だぶってしまう気もするので、そのために多分ここは整理されて、書かれているのかなというふうに思った。
(事 務 局)		→全体的に大きな枠で作っている。具体的に書くことがわかりやすいという事であれば、再度検討していきたい。
委 員		子どもが読んでわかるという事が重要だと思うが。
委 員		そうなる、全ての言葉を変えるようになる。多少変えることは必要だとは思いますが。
委 員		子どもの権利条約に基づきとあるが、この条例のベースが子どもの権利条約なのか。町では、子どもは権利の主体なので、そこから条例を作っ

(事務局)	ていくような総則の方だと思う。権利を学ばなければいけないし、もちろん子どもの権利条約について子どもたちも学ぶ機会は絶対必要だと思うが、子どもの権利条約に基づいて作るものなのか、子どもたちが考えて作るものなのか。 →この条例は、子どもの権利条約に基づき作っていく方針。
委員 (事務局)	○第2条について 子どもの表記は、漢字「子」とひらがな「ども」になっているが、この書き方で間違いではないか。 →子どもの権利条約に基づいており、原則 18 歳未満を対象としているため、漢字「子」ひらがな「ども」の表記をしている。
委員	こども家庭庁からの通知では、ひらがな「こども」を推奨していた。
委員	それは基本的には誤り。こども基本法のひらがな「こども」は、心身の発達過程にあるものを指しており、子・若法を読むと 18 歳未満の「子ども」と「若者」という区分になっている。それを合わせてひらがな「こども」というのは、法律上の理解する場合には、もうそれ(子どもと若者を含むという意味)しか考えられない。 (条例の範疇を)18 歳未満とするとこの表記が正しくて、ひらがな「こども」にすると概念がもうぐちゃぐちゃになってしまう。こども大綱では、ひらがな「こども・若者」にしているが、そういうことをやっていくと、法律上の表記がぐちゃぐちゃになってしまう。
委員	そのために、我々は人権擁護委員が関係する条文や規約の言葉を総会で変更した。漢字の「子」ひらがな「ども」の表記で行く感じでよい。
委員	育ち学ぶ施設という言葉は、他の条例にも出ていることなのか。子どもたちには、わかる言葉ではあるのかということと、学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設とか羅列しているとわかりづらいので、この解説があった方が解説の中には細かく書いてあるので、条例としては例外的なことなのかもしれないですけど、やっぱり子ども用のリーフレットでもいいので解説文をつけた方がよさそう。条例だけでわかる文書にすると長くなる。解説を作った方がいいのか、それとも条例だけで全てわかるようにした方がいいのか、子どもでもわかるようにとは思った。
委員 (事務局)	それは法律とかを作る場合はどうなのか。解説と一緒に作って周知することができるのか。 →周知の方法としては、解説をつけて周知するということはできる。リーフレットを子どもたちが作るという事例もあるので、年代別に作ることも検討できる。
委員	条例としては形式があり、解説までは基本的に載せない。
委員	リーフレットを子どもが作るというのは良いと思った。

		いのでは。社会の一員ではない場面もある。もっぱら自分の事柄について影響を及ぼすので、意見を言う場面など。何か「社会の一員として」が、どこにかかっているのか。社会性がない、もっぱら自分のことであったとしても、意見を言うことができる。
委 員	員	子どもは、自らに影響を及ぼす…というような文言でいいのではないかということ。あとは、4つの原則の扱いについて。
委 員 (事務局)	員	(2)の差別のないことについて、(ワークショップで)子どもが条例に盛り込んでほしいことの見解の中にも入っていた、(A3No.10)『親が宗教に入っていて…』という点と、子どもの権利条約の中にも、宗教という言葉があるが、そこをあえて省かれた理由があるのか。 また、子ども食堂とかで関わる子どもの中にも、ジェンダーが関係する子もいる。それも「性」という言葉が、子どもの権利条約の方に入っているが、ここにはあえて書かれてなかった。 →すべてを書ききれないので、等でまとめてしまってる。
委 員	員	せっかく子どもが意見してるので、そういうのも反映してあげたい。環境、状況、人種…といったところに、宗教とか性とかもしっかり入れて欲しい。生まれ育った環境の中に、宗教や保護者との関係とか、経済力は含まれるのはわかるが、せっかく子どもたちに聞いたので。
委 員	員	それをどこまで入れるかという問題もあるが、宗教と性に関することを記載してほしいということ。
委 員 (事務局)	員	あえて外した理由は。 →LGBTQの例でも、当初はLGBTだけだったのが、Qが付き、+がつくようになった。変化が生じやすいもの。ただ、「性」という言葉であれば、包含できるかと思う。宗教の違いを入れている条例があったか定かではないが、逆に入った条例はあるのか。
委 員	員	子どもの権利条約にもあり、子どもたちの意見でも出ている。
委 員	員	日本では宗教の違いはあまり問題視されないが、諸外国ではいろいろ宗教的な対立を含んでいる。グローバルに考えれば、宗教も十分に併記してよい言葉と思う。
委 員 (事務局)	員	LGBTQのところは、「性自認」という言葉を入れている自治体もある。 →宗教に関しては、児童虐待防止法の中でも、いわゆる輸血をさせないとかいったところまで含んでくるような話も出ていると聞いている。子ども本人を見たときに、宗教とは別の、本来享受すべき権利というのはある。今の議論の中でもあったように、子どもたちが気にしているという部分もあるので、この宗教の件については検討させていただく。 野村委員がおっしゃったように、生物化学的な「性」と気持ちの中の性自認としての「性」というものについては、大切な部分。 よりどころという部分で考えたときに、宗教を決して否定することでも

	きないし、かといってその宗教によって子どもの人生が左右されてもいけない。権利が守られなくてもいけない、というところも非常にデリケートな話だとは思う。ご指摘を踏まえて、検討させていただく。
委員 (事務局)	○第3章 第4条 共通の役割について 「努めるものとする」と「努める」の違いは？「努める」でいいのでは？ →表記上の問題については、例規の担当部署とも相談させていただく。
委員	努力義務じゃない義務のときには「するものとする」であるけれども、努力義務のときには「努める」。ご指摘のように「努める」で良いと思う。より義務性を強調したというふうに、努力義務なんだけどいわゆる義務に近いというニュアンスを含めたのかもしれないが、その辺は町のルールでやっていただければいいと思う。
委員	前回の話し合いのときに、役割なのか責務なのかという話が出ていたが、今回、役割に統一されている。この第3章の最初の「子どもの権利を保障するため、大人がしなければならないこと」というタイトルに、「しなければならないこと」という表現が、責務感を含めているのかなと感じて、前回の話し合いがこういうふうに反映されたのは嬉しいと思った。責務感をせっかく含めたなら、「努める」で良いかと思った。
	○第5条 町の役割について ※とくになし
委員 (事務局)	○第6条 保護者の役割について これより出てくるものについては、「努めるものとする」は「努める」でいいのか →表記については、担当課と相談する。
委員 (事務局)	保護者は必要に応じて町に相談支援を求めることができるとあるが、相談できる場所は町だけか。他に相談できる可能性があるところがあるのでは。 →相談に関しては、町以外にもおそらくあるので、その辺の表現をどうするか。例えば、町に相談をして、つないでいくことはあるが、1回目は必ず町なのかという誤解があるといけない、ということか。ご意見として承る。
委員	他の自治体、あるいは県とか、(相談先は)ある。
委員	相談し、支援の後に「救済」をいれてはどうか。後にも救済がはいるので。
委員	保護者はとなると、結構広がる。
委員	保護者の救済となると、範囲は広い。後の救済は、子どもの救済の話。

委 員	難しいが、解決まで含むと、それはやらなきゃいけないかもしれないけども、ここで書くことかということはあるかなと。
委 員	求めた先にどこまでやるかという事だが。
委 員	子どもの方は、子どもの権利侵害に対する救済。この条文に保護者の権利侵害に対する救済になると、相当に広がってしまうので、子ども支援関連について考えればいいか。
委 員	文言としては、支援程度に収める。
委 員	必要に応じて、(保護者に対しては)その支援の先があると思う。
委 員 (事務局)	相談の中で、これは必要だと思えば救済に導くとか。 →相談の現場からいくと、保護者が権利侵害されている場合には、保護者のための相談機関につなぐということで、ここは子どもの権利として、子どもの権利が侵されている部分についてはこの条例の中でしっかりと守っていきますという建付け。保護者は相談ベースの中でいろんな課題があるので、その解決方法を提示させていただく中に権利侵害に対するものもあるということを、お伝えしていきたい。
委 員	(保護者については)相談機関の方で判断できる。
委 員	「町に相談」というところだが、「求めることができる」なので、別に住民の方が別のところに相談しに行ってもいい。ただ、その誤解はあると、勘違いが生じるかもしれないので、場合よっての逐条解説に説明を入れると誤解は生まれないかと思う。町としては、相談に来たら受け入れるという事を宣言しているのだと思う。
委 員	あるいは主語をここで変えてもいいかもしれない。 「…町は、保護者からの相談に応じた支援を求めることができる」など。
委 員	第5条第3項と重なってしまう気がする。
委 員	この文脈の中で、その誤解を生じないという表現を考えるとする町を主語にすると誤解は生じないかと思った。 ○第7条 地域住民の役割について ※特に意見なし
委 員	○第8条 育ち学ぶ施設の役割 第3章全体として、子どもの意見の尊重の意識が薄い。こども基本法の第11条では「子どもの意見を反映するための措置をとるものとする」という義務となっている。共通の役割にも出てきていない。何か大人が良かれと思って守ってあげている。子どもの意見を大切にするという二

		ユアンスが全体として出てきた方がいい。
委 員		役割に子どもの意見を尊重する、意見を吸い上げるというような努力が欲しいということか。
委 員		それが今までの考え方と大きく違うところだと思う。
委 員		元へ戻って最初の共通の役割の中に入れると、全てにかかる。例えば第 3 項を作る形か。
委 員		遡れば第 3 条第 4 号に子どもの意見の尊重が書いてあるが、やはりそれぞれの役割の中で、「子どもを守ってやってるんだぞ」ではなく、「子どもの意見をきちんと向き合ってそれを反映していく」というのが、権利と役割とで二重に出てこないといけない。
委 員		命が守られるとかあるが、子どもの意見を聞くという部分はこれまでにない考え方になると思う。ぜひそれぞれの役割の共通項目としてもう一度掲示するのだろうか。大変といえば、大変なこと。子どもの意見聴取について、いろんな場面で大人が聴いていくと表明するわけなので。
委 員		自治体は、子どもの意見について、子ども政策を策定し、実施し、評価するに当たっては、子ども等の意見を反映する措置をとるものとする、こども基本法で書かれている。それが入るほうがいい。 ただ、自治体だけじゃなくて、特に学校等で子どもの意見をどれだけ尊重できるかというのは、校則を変える変えないの話も含めてあるので、それがうまく反映できればいいなというふうには感じた。
(事 務 局)		→今の話の中で確認だが、役割を果たす大人は、こうした役割を果たしますよと言っているが、その前に子どもにその役割が本当に果たしてもらいたいのか、明らかな権利侵害は介入するけれども、どれでもこれでも大人が思った通りに助けますよ、とか、理解しますよとか、そういうことではなくて、その間に子どもの意見というものを聞いた上で、大人は自分たちの行動を考えて欲しいという理解でよろしいのか。イメージ的にそういう部分でどう表現するか。
委 員		第 8 条第 2 項の最後に、「子どもの権利を保障するための取組を推進すること」とあるが、他では支援という言葉がでているが、ここは支援とかいう文言とかない。
(事 務 局)		→行政側の施設を想定していたため。もともとこの育ち学ぶ施設が持っている機能の中に、支援が入っていて、そういう機能を果たすことが環境を確保するっていうことに繋がるため、そのあたりをしっかりと解説に書いていけば説明ができると思う。おそらく読んでわかりづらいところとは、ご指摘の通り。そこは解説で説明を入れさせていただきたい。
委 員		環境を確保するとか、取組を推進するの中に、そもそも育ち学ぶ施設が持っている相談機能や支援機能も入っていると解釈か。
(事 務 局)		→皆さんが読んでいて、はてと思うところがその解説なり、その理解をこ

		ちらがしっかりとまとめていかなければいけないところなので、そういうご指摘を受けてしっかり説明させていただきたい。
委員 (事務局)		施設の役割としては、第 1 項の「安心して過ごす」について、子どもの意見の中で体調崩すと幸せじゃないとか、エアコンがとか書いてあるので、「安全」というのをに入れてほしいなと思った。 →安全があって安心するという考え方。子どもの意見をどこに反映したかというと実はここに反映している、としっかりとお伝えできると思う。
委員		○第 9 条について 個人的に、第 1 項がはっきりわからない。
委員 (事務局)		団体における従業者とは、それに関わってる人ということか。 →想定としては、雇用する側とされる側で、される側の中に子どもがいると、その子どもたちがその保護者の仕事の関係の中で、いろいろと権利侵害を受けないようにということが大まかな考え方。
委員		法人になっていない団体もあるということか。
委員		用語の定義の解説において、法人格ではない団体も含んでいる。広い範囲を指している。それぞれの事業者が自分のやってる事業に関して、子どもの権利を理解した上で、それぞれその事業の役割を果たせるようにというように取れば取れる。
委員 委員 委員		それぞれの役割とは何か。 自分の団体がこういうことをするという、それぞれの役割のことか。 従業者の役割だと読み取れた。従業者が子どもの権利を理解し、従業者がその子どもの権利についての役割を果たせるようにということで、「それぞれの役割を果たせるように」の主語は、従業者だと思った。
委員 (事務局)		ここは、解説の 2 番目の丸にある、子どもを養育するものが子育てと仕事を両立することができるように頑張りましょうというのがここの趣旨だと思う。確かにここの文章だけだと、もしかしていろんな意味がと捉えられる。2 番目の丸のところと条文が、確かに一致するかどうかは、わかりにくい。 →ご意見を踏まえて調整をかける。
委員		それぞれの事業者が、この条文を見て自分の役割はこうなのか、というふうに考えるので。解説みたいのが必要になる。
委員 委員		子どもの意見聴取を行うときに意見が出てくるかと思う。 順番として、第 1 項の従業員の方が子どもの権利保障ができることがやっぱりここで一番重要なのか、それとも第 3 項の事業活動が子どもの権利侵害に繋がらないようにまず適切に配慮して、その下として第 2 項で例えば従業員さんへの配慮、第 3 項でそうした支援に努める順番がいいのかも。それもあって、今こういう議論になっているのかなと。そも

		その事業者の役割は、まず一番上に立っているものは何かなという整理はしておいた方がいい。子どもの権利をきちっと守りながら、次に従業員の配慮という前後関係。
委 員		事業者の役割ということから、今言った見方もあるので考慮してほしい。
委 員		○第10条について 子どもたちの意見の中で、10 条に該当するものがない。次回、子どもまちづくり会議中に、「権利を知ること」ということを子どもたちが経験したら、どんな意見が出て、それがここにどう反映されるかというのが楽しみでもある。今回、子どもたち感想が「意見が言えてよかった」とか「条例に反映されたら嬉しい」とか、すごく前向きな意見が多かったのが素晴らしい。
委 員		すごく前向きで、でも良い子過ぎるかなという気もしないか。 8 月にも子どもの意見を聞く場面があったりするので、また考えていただきたい。広報活動にも十分力を入れて普及するように努力をお願いしたい。
(事 務 局)		○第11条について 子どもの意見聴取を受けて、第3項(いじめについて)を追加してはどうか。
委 員		いじめ対策は、救済だけじゃない。早期発見と対処、防止がいじめ防止対策推進法の基本。もちろん侵害を受けたときの相談、救済はそれでいいが、ならないように、12 条で子どもの安全の確保とかあるので、そこにいれるのはどうか。第 4 章は、町の重点施策に相当するもの。権利侵害から相談と救済っていうのはいわば後方でもあるので、いじめ対策を重点施策に入れるのであれば、第 12 条に相当する方がふさわしいと思う。例示として、いじめ等からの権利侵害を受けた、とか。
委 員		確かに救済のところなのかな、というところはある。侵害を受けたときからの話が第 11 条になるので、いじめはそこから動き出すのではなく、その前から環境作りとしてやっていかなきゃいけないよねという趣旨として今のお話を聞いた。そうすると確かに第12条の方で、いわゆる安全の確保というのは、子どもが健やかに育っていく安全安心できる環境を作っていきたいというのが大きな趣旨だとしたら、いじめが起きないという環境を作っていくということは、確かに第 12 条の方があっている。それでも問題が起きたときには、第 11 条の救済というところをかけていくという流れか、というふうに思った。場合によっては、第11条と第12条を入れ替えてもいいのかなと思った。
委 員		第 11 条の順番がここのかと思う。第 14 条の前に置くか、第 14 条の後に置くかという位置でもいいかもしれない。全体として、子どもに優しいまちづくりの話が、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条と続いて、

		その上で救済の話(第 11 条)が出てきていいかなという感じがしないでもないか。
委 員	員	追加ということについても、いじめという特定の名称をあげることはどうか。他にもいろいろな権利侵害はあると考えれば、これだけに焦点を当ててしまうのもどうかと思うが。
委 員	員	子どもの意見でいじめという言葉が多く出たので、それを意識したと思う。
委 員	員	第 12 条の方に入れるとしたら、第 2 項で、A3 版の1番目にある案で、「子どもがいじめその他の権利侵害を受けることなく」というところを、「子どもが権利侵害を受けることなく」というように、いじめの言葉を1 回外してく方が、何かそこだけ特定化されることが回避できると思う。いじめを特定させない形で入れておけば、子どもたちの意見も反映されている。
委 員	員	逐条解説にいじめを入れてもいいか。せつかくの子どもの意見なので、解説にでもいじめという言葉を入れてほしいと思った。
委 員	員	どうせ入れるなら、いじめ・体罰・虐待。
委 員	員	具体的な文言を入れるのか、権利侵害という文言にするか。
委 員	員	解説の方に入っているとわかりやすい。
委 員	員	権利侵害の例として、3つ(いじめ・体罰・虐待)を出すことも。 条文の順番についても、11 条を最後の方に持っていくということも考慮していただく。
委 員	員	11条の1行名から2行目で「救済を求めることができる」体制を整備するというのがあるが、いまは整備されていないということか。
委 員 (事 務 局)	員	町には、そのシステムはある。 →相談体制はすでにあるが、先進事例にある「オンブズ・パーソン」などはない。状況が変わることがあるので、その都度整備していくものとして体制づくりは発生していく。
委 員 (事 務 局)	員	相談などは、それぞれの部署で担っている。
		○第12条について 特に意見なし
委 員	員	○第13条について 自然との触れ合いとあると、自然関係が目立ってしまう気がする。居

	場所づくりの中で、自習スペースという意見もあったようだ。自然との触れ合いもありつつ、勉強の面での居場所という文言も入ると嬉しい。
委員	居場所づくりの推進になっているが、第 1 項が「機会の提供に努めるものとする」となっていて、解説のところでは「居場所づくりの提供に努めることを規定しています」となっており、解説と条文がずれてる。もちろん居場所は場所だけではないが、例えば、「子どもが安心して自分らしく過ごすことのできる機会の提供」というのは、変だなと思う。その「場の提供」などはわかるが。例えば、その「体験」だとか「交流」だとかというのは、「機会」でもわかるが、安心して自分らしく過ごす機会を提供はどうかと思う。
委員	「機会」は「環境」でもいいかもしれない。
委員 (事務局)	居場所づくりにきちんと焦点が合った規定にした方がいい。 →子どもの居場所のガイドラインが国から出ているので、そのあたりもう一度確認をして、わかりやすく整理したい。
委員 (事務局)	「仲間と集い様々な体験を行うこと」、「多様な人との交流すること」は、一緒になるのではないか。 →文言の整理をする。
委員	居場所は、何をするか、場所だけじゃない。埼玉県も「居場所」は、場を設けるのではなく、関係性を生むものであったり、1 人だけでも過ごせる場所も全部含まれてそれを保障していくような話が出ている。安心して過ごせるとか、自分らしくいられるとか、そういうのも全部含める文章にするのがいい。
委員 (事務局)	「居場所というのは、作ってあげるものではなく、自分で決めるものだ」と以前教えてもらった。 →極端な話で言うと、1 人 1 人にとっての居場所というのは、インターネット空間であったり、公園であったり、図書館であったり違うが基本的には、個々が居場所とを感じるものを保障していくというのが、居場所づくりの基本になるかと思うので、1 人 1 人が居場所だと思えるところで安心して過ごせることが大事。
委員 (事務局)	そうなると、「自然との触れ合い」という文言は、入れた方がいいのか。 →自然っていうのもまた範囲が広いので、どういうふうに委員の皆さんがイメージするか。ただ、自然を大切にするという環境の中で、本人の居場所をさらに求めるということ考えられると思う。一旦整理させてほしい。
委員	多分、居場所が奪われている現状があるんだと思う。さっきの実習のスペースも同じで、子どもが集まってそこに寄れば、すぐみんな嫌な顔されることも。例えば中野区の新庁舎では何するでもないスペースがあり、ホワイトボードを置いてあって、そこには中高生が来て数学の問題を

		解いたりしていた。そういうのが欲しいのでは。大体迷惑がられる。図書館に行くと、本を読んでないのに何をやってるんだ、宿題をやっているだけじゃ駄目みたいな目で見られたりする。居場所が奪われているという実感が(子どもに)ある。
委	員	居場所といっても、バーチャル空間も居場所。そういうところで、不登校の生徒は自分のアバターを作って、そこで生き生きと活躍しているという、そういう時代。なかなか考えると深くなる。
委	員	○第14条について 第14条第1項は、条約の基本理念になっている。子どもの意見を聞きまで来たら、何か反映する措置を取る話になるのかなと思って読んでいたら、優先して考慮すること、という、前条の一般原則に書かれてるのが繰り返されているなど思った。 それから第3項について、町が代弁できるかなと思う。多分、第三者が代弁してあげないと、というふうには思った。「その意見を表明できない子どもに対してその意思をくみ取り、必要に応じてその意見を代弁するよう努めるもの」を、町ができるか。つまり、利害関係がなく、子どもに寄り添ってそれを伝えることができる役割の人が初めて代弁できるのであって、町は何らかの形で利害関係を持っている。そういう人がいたら、代弁することにはちょっとならないなりにくいな、というふうに思った。
委	員	この場合、町に対するものは、町は代弁できないが、例えば、育ち学ぶ施設に対して何か子どもたちが言いたいときは、町が代わりに伝えてあげるとか、住民に対してとか、その相手との関係性の中で第三者の代弁者って変わってくと思うので、ここでは、町、地域住民、育ち学ぶ施設に限られているが、例えば今回事業者とかの役割もあるので、それぞれがそれぞれの立場の中で代弁者になりうる可能性はあると思うんで、そのあたりは少し考えて文章を整理してもいいのかなと思った。
委	員	結構複雑になる。例えば、国に対して子どもの意見を代弁して何かを言うというのは、一番町の役割としてはスッキリしてると思う。ただ、町が育ち施設(の代弁者)という話だと、そもそも設置者(は町)。何か、ちょっと違和感がある。代理権は、意見を表明できない子どもに対する意見表明支援は、もちろん必要。
委	員	その文言に対して「支援」という表現の方法も。 先ほどの並び順で、第11条が最後の方という話があったが、並びを考えると、第10条権利の普及と啓発、第13条の居場所づくり、第14条の意見表明、それから第12条の安全の確保、第11条の相談と救済、という順番はどうか。
委	員	考え方として、第14条は第5章の方に含めるのもあり得る。 もちろん、町が行う施策の推進する施策だけではなく、施策の推進にあたって、いろんな人が参画を促進するというのはあるのかなど。

委 員	救済を最後に持ってくるということだと、安全の確保の方が、その前辺りと思った。それ以外のところが、先にあってもいいのかなと。
委 員	○第15条について 保護者の支援をここにいれることに唐突感がある。しかも、個別のニーズを持っている子どもに対する保護者の支援に含めるっていうのは、結構盛り込みすぎかと。保護者の支援はここなのか。
委 員	先ほどの第 12 条と救済の第11条がセットになれば。
委 員	これ二つを一緒にしたような第 2 項みたいな形か。
委 員	まず第 12 条の子どもの安全の確保があって、次に救済の第 11 条の内容があって、そこは子どもの救済なんで、次に第 15 条の保護者への支援というと、ある程度、救済のまとまりになる。
委 員	○第16条・第17条について 施策の推進とかに、子どもまちづくり会議を書いてはどうか。
委 員 (事 務 局)	子どもまちづくり会議のウエイトは大きい。 →今後継続していくという意味が当然町の方にあるので、それをしっかりと検討していきたい。
委 員	この間の会議に関する内容で、これ条例に入ったよ、という話になっていくと良い。
委 員	あと、事務方の方に、今日のことをまとめていただく。